

及び沖電氣會社の争議、昭和五年の東京麻絲紡績會社、富士瓦斯紡績川崎及び程ヶ谷工場、東洋紡績及び合同紡績の合併による解雇問題、屋製藥會社、東京電氣會社及び荳浦製作所の争議等大小多數の勞働紛争の調停に乗り出しその解決に奔走したか、元來本會の勞働争議に對する態度は争議の調停にあるよりは寧ろ之を未然に防止することになり、争議の最中化を計り、更に勞資間に於ける理解の増進を斡旋し、或は工場委員會、勞務管理の指導者及び努めると同時に勞働者側及び資本家と懇談會を開催することにより無用の紛争を極力避けようことに盡力するにあつた。その意味よりして、後述の如く、本會の提唱にかゝる勞働委員會法の制定運動は正に時宜に適せられたのであつた。今これに就て述べるに先立ち、社

會政策時報 第百號の巻頭に掲げられた添田常務理事の巻頭言よりの引用を掲げて、當時に於ける協調運動が如何に至難の道であつたか、又後述の勞働委員會法の建設及び勞働組合法の制定運動其の他の一連の建議活動の當時に於ける意義を理解する一助としよう。

「……大正九年と言へば、歐洲大戰の直後ロシア、ドイツ等の社會的動亂のあとをうけ、全世界が革命的昂奮の真確中に「改造」の方策を求めて焦つてゐる時であつた。當時我國産業界は戦争中約五ヶ年に涉り繁榮を持續するを得、爲めに未曾有の好景氣裡に大資本主義的組織の急激なる發育を成し得たのであるが、老練鋭き處陰影も濃く、資本主義經濟組織の發達に必然的に附隨する諸種の社會問題も亦急激に深刻さを増